

議案第7号

金沢市公民館連合会会則の一部改正について

金沢市公民館連合会会則の一部を次のように改正する。

会則第1条を次のように改正する。

現行

(名 称)

第1条 本会は、金沢市公民館連合会と称し、位置を金沢市広坂1丁目9番
16号（金沢市庁舎広坂分室内）に置く。

改正

(名 称)

第1条 本会は、金沢市公民館連合会と称し、位置を金沢市柿木畠1番1号
(金沢市第二本庁舎内)に置く。

附則 この会則は、令和2年5月7日から施行する。

改正理由 金沢市第二本庁舎の竣工に伴い、現在の金沢市公民館連合会の位置が移転することとなり、会則を一部改正するものである。